

共同研究「EU国家補助規制の考え方の我が国への応用について」(概要)

平成 25 年 7 月
CPRC事務局

1 本研究の目的

本共同研究の趣旨・問題意識

EU国家補助規制の中でEU法に特殊な部分を見極め、また、我が国の事業再生に係る公的支援に関する制度の特徴について整理・分析して、我が国において事業再生に係る公的支援について競争政策の観点からの規律の在り方を議論する際の手掛かりを提供することを目的とする(第1章)。

研究のアプローチ手法

- ◆EU国家補助規制制度について、事業再生に係る国家補助規制を中心に法的枠組みを整理し(第3章)、経済学の観点から公的支援と競争の関係について整理した上でEUにおける事業再生に係る国家補助規制の意義を分析(第2章及び第4章)。
- ◆次に、我が国の事業再生に係る公的支援制度の現状について企業再生支援機構法を例に法的枠組みや個別の支援事例を検証して、事業再生に係る公的支援にどのような主体が関与しどのような規律が働いているかを検証(第5章)。また、経済学の観点から、企業再生支援機構法の事業再生に係る支援基準について検証(第6章)。
- ◆補論において、英国競争当局のレポート等を題材に、国家補助が競争に与える影響の把握及び競争とそれ以外の価値を比較衡量する手法についての試論を展開。

まとめ

法学及び経済学双方の観点からの研究結果を踏まえ、我が国において競争政策の観点から事業再生支援を規律することの意義と公的支援規制制度を構想する際に留意すべき点を整理(第7章)。

(注) 本報告書では、一般的には「支援・公的支援」の用語を用いているが、特にEUの国家補助規制の文脈において規制の対象となるものについては「補助・国家補助」の用語を用いている。

2 研究メンバーと執筆分担

主査
大久保直樹
学習院大学法学部教授
・ CPRC 主任研究官

第1章 大久保直樹 CPRC 主任研究官・学習院大学法学部教授

第2章 安藤至大 元 CPRC 客員研究員・日本大学大学院総合科学研究科准教授
宮澤信二郎 法政大学経営学部准教授

第3章 多田英明 CPRC 客員研究員・東洋大学法学部准教授
青柳由香 元 CPRC 客員研究員・横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

第4章 宮澤信二郎 法政大学経営学部准教授

第5章 笠原宏 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長
ほか

第6章 安藤至大 元 CPRC 客員研究員・日本大学大学院総合科学研究科准教授
宮澤信二郎 法政大学経営学部准教授

第7章 全研究メンバー

補論 市川芳治 慶應義塾大学法科大学院・経済学部非常勤講師

3 経済学の観点からの検討（第2章 経済学からみた公的支援の競争への影響）

目的

政府が経済活動に介入することが正当化されるのはどのような場合かを整理した上で、事業再生に政府が関与することの意義を検討し、競争政策上の問題にも注意しながら事業再生支援決定を行う際の望ましい判断基準について考察する。

1 事業再生への公的支援が正当化される場合（2章4・報告書13頁）

市場が不完全競争の状態にあることを大前提に、公的支援を行うコストを上回る公的支援によるメリットがあるかどうかを社会全体の視点から考える必要。

○メリット

- ・市場メカニズムの機能不全により、破綻企業への公的支援を行った方が社会的コストが低くなる場合
e.g)倒産の連鎖の危険、有用な事業資産の劣化毀損又は雇用への悪影響の発生の回避

●コスト（＝社会的な費用）

- ・ライバル企業に対する悪影響などの競争政策上の問題
- ・非効率な人材配分など、労働市場等を通じて発生する波及効果

⇒したがって、公的支援が望まれるのは、以下の場合

- ①債権者が再建を望んでおり再建が社会的にも望ましいが、情報の非対称や取引費用等の存在を理由として、債権者だけの私的な判断では再生が選ばれない、又は再建の決定に時間が掛かりすぎる場合。（本研究では「私的再生支援のケース」と呼ぶ。）
- ②債権者は再建を望まないが、社会的には再建が望ましい場合。例えば、参入障壁の高い高度寡占産業において、破綻企業に代わる新規企業の参入が期待できない場合。（本研究では「社会的再生支援のケース」と呼ぶ。）

2 事業再生への公的支援の弊害（2章4・報告書14頁）

●事後の非効率性

- ・非効率的な企業が市場に残存することにより、効率性を損なう
- ・ライバル企業のリスクテイクが過剰になり、失敗確率が上がる

●事前の非効率性

- ・企業の失敗を避けるインセンティブが弱まる
- ・救済資金の回収が予定されているため、経営インセンティブが損なわれる

3 事業再生への公的支援における政府の失敗への配慮（2章6・報告書19頁）

- ・政策担当者に完全な知識と判断能力があれば、公的支援の判断が社会的再生価値と私的再生価値、清算価値を考慮した上で適切に行われる。
- ・しかし、支援決定に関してフリーハンドが与えられると安易な公的支援が行われる可能性があるため、これをいかに抑制するかが問題となり得る。

4-1 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の概観と特徴）

目的

EUの国家補助制度を概観し、その特徴を法制度の面から検討して、我が国における事業再生支援に係る規制の制度設計への示唆を得る。

1 EU国家補助規制制度の概観

(1) EUにおける国家補助規制の目的（3章1・報告書21頁）

- ・加盟国による補助の供与は域内市場における事業者間の競争を歪める可能性があり、域内市場の維持・発展のためには規制する必要がある
- ・加盟国が自国事業者を対象に補助を供与することにより、他の加盟国に所在する事業者よりも有利な立場を与えようとするいわゆる「補助金競争」を抑制する必要がある

(2) 実体規定

ア EU機能条約107条1項により禁止される国家補助の四つの要件（3章1・報告書22頁）

- ① 便益又は便宜の観点で補助とされているものであること
- ② 国家により、又は国家の資金（リソース）を使って供与されるものであること
- ③ 特定の事業者又は特定の商品の生産に便宜を図るものであること（選別性）
- ④ 競争を歪めるものであり、加盟国間通商に影響するものであること

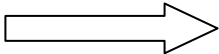
イ EU機能条約107条2項により禁止されない国家補助（3章1・報告書24頁）

- (a) 個々の消費者に供与される社会的性格を有する補助
- (b) 自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助
- (c) ドイツ分割により影響を受けたドイツ連邦共和国の一定地域の経済に対し、ドイツ分割による経済的不利を補償するために必要な限度において与えられる補助

4-2 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の概観と特徴）

ウ EU機能条約107条3項により認められ得る国家補助（3章1・報告書25頁）

個別の国家補助が認められるかどうかは、balancingテスト（注）により判断される。

- (a) EU全体からみて経済状態が極度に悪い地域の経済開発を促進するための補助
- (b) EUとしての重要な計画への補助、又は加盟国の経済の深刻な攪乱に対する補助
- (c) 特定の経済活動の発展、特定の経済領域の発展を補助する補助  本共同研究で検討した事業再生支援についても本号を根拠とする。
- (d) 文化や遺産の保護を促進する補助
- (e) 欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助

（注）欧州委員会が、加盟国から申請された国家補助計画を承認するに際し、当該補助のもたらす便益とEU域内の競争と通商に与える影響とを比較衡量（balancing）した上で、当該補助計画に必要な補正を加えるという経済学のアプローチを重視した分析手法

(3) 欧州委員会の国家補助規制の手続の概要（3章1・報告書26頁）

欧州委員会は、既存の国家補助について加盟国と協力して常時審査するほか（108条1項）、新規の補助が107条1項に該当する場合、同条2項ないし3項の下での適用免除の要件に該当するか否かを審査する（108条2項）。

加盟国は、各種一括適用免除規則（デ・ミニマス規則、包括的一括適用免除規則等）に該当する補助を除いて、補助の供与計画又は変更計画を欧州委員会へ届け出ることを要する（108条3項）。欧州委員会が共同市場と両立すると認めることなく供与された補助は、自動的に共同市場と両立しない「違法な補助」とされ、欧州委員会は当該加盟国に対し当該補助を受けた者に返還を求めるよう命ずる義務を負う。

4-3 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の概観と特徴）

2 事業再生支援に係る規制の枠組み（3章2・報告書28頁）

107条3項(C)を根拠とする救済・事業再生支援ガイドライン（R&Rガイドライン）（2004年）に基づき、加盟国による救済・事業再生支援の是非が判断される。同ガイドラインでは、同支援が許容される状況として①社会的・地域的政策上の配慮、②中小企業政策上の配慮、③ある事業者が消滅することにより、独占ないし高度寡占がもたらされる場合に競争を維持する必要性がある場合が掲げられている。同ガイドラインは、石炭鉄鋼業を除く全産業を対象とし、「困難な状況にある事業者」（注）に適用される。救済・事業再生支援は、1度限り、かつ最後の原則〔one time, last time principle〕が適用される。

（注）自己資本、所有者・株主、債権者からの資金によるかを問わず、公的機関の外部からの介入なくしては損失の埋め合わせができず、高い確率で短中期に市場から退出せざるを得なくなる状況にある事業者

ア 救済支援

破綻企業が事業再生計画又は清算計画を策定するのに必要な期間存続させることを主な目的とした短期の支援。必要最小限に限られ、6か月を超えないもの。

イ 事業再生支援

救済支援以外のもので、事業再生に対する資金提供を目的として行われる。

事業再生支援は競争を歪曲する潜在的可能性がより大きいため、雇用の維持、困難な状況にある事業者の市場からの退出による独占・高度寡占の阻止等、埋め合わせの利益〔offsetting benefits〕が求められる。事業再生支援が認められるためには、以下の措置等を講じることが必要。

- ・代償措置の実施（支援を受けた事業者等による資産譲渡、生産能力削減、参入障壁低減等）
- ・比例性（支援を最小限とする観点から、支援を受ける事業者にも相応の負担を求める）
- ・その他特有の条件（企業買収の制限等）

4－4 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の概観と特徴）

3 航空会社に対する事業再生支援（3章3・報告書33頁）

[アリタリア航空に対するイタリア政府による資本注入に関する欧州委員会決定]

アリタリア航空はEUの主要な航空会社であり、大手航空会社が複数存在することでバランスの取れた競争的な状況が維持され、またEUの航空事業の発展に資するものであるとして、再生期間中において、以下の代償措置を実施することを条件に、本資本注入を承認。

イタリア政府

- ・アリタリア航空に対して、通常の株主としての対応を取ること
- ・アリタリア航空に対して、追加的な資本注入の禁止
- ・スロットの割当等について、アリタリア航空を他のEUの航空会社より優遇することの禁止等

アリタリア航空

- ・補助を受けた資金による他の航空会社の株式取得の禁止
- ・供給能力（供給可能な座席数）の上限の設置
- ・競争者よりも廉価な運賃の提供の禁止等

4 EUにおける国家補助規制の役割と位置付け（3章4・報告書42頁）

(1) 国家補助規制の役割

域内市場法として、加盟国間の通商を円滑化する役割と域内市場における競争秩序を維持する役割

4－5 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の概観と特徴）

(2) ルールの特徴—WTOの輸出補助金規制との比較—

法的性質（国家間の条約ツール）・目的（補助金による競争の歪曲を規制することにより国境を越えた通商・貿易の自由化を促進する）という点においては共通するものの、EU国家補助規制は直接法的効果を一般的に有するという条約としては特殊な性質が認められていることに加えて、以下の三つの理由から、EU国家補助規制の方がWTOルールに比べて高い実効性を有する。

- ① EU国家補助規制が原則禁止という形式を採っているのに対し、WTOルールはイエロー補助金という必ずしも禁止されないカテゴリーの補助金が存在する。
- ② EU国家補助規制に反する加盟国の補助金は無効となるのに対して、WTOルールに反する補助金に対しては当該補助金によって被害を被る加盟国が所定の手続に従って対抗措置を採ることが可能。
- ③ EU国家補助規制は私人によるエンフォースメントも可能であるのに対して、WTOルールは国家間の紛争処理又は対抗措置によってのみ実現。

(3) EU法秩序における競争という価値の相対性

EUでは競争的な市場の実現がEU条約3条3項に規定されており、競争という価値が重視されている。一方、EUが重視する価値は競争に限られないため、多様な価値の中で競争という価値は相対化される（EU条約2条）。EUにおいては、競争とそれ以外の価値が衝突する場合に、一定の条件の下で競争を歪曲するとしても特定の政策目的を達成しようとする補助金が許容され得ることを条約は予定している（107条3項）。

(4) 規制機関の特徴

国家補助規制の担当部局は競争総局であるものの、国家補助規制についての判断に当たって、複数の政策間における調整が必要な場合が生じても、合議体としての欧州委員会及びその下における関係総局間の調整によりEU全体における政策調整の仕組みが担保されている。

国家補助の付与の主体と国家補助の規制主体が異なる。国家補助の規制主体である欧州委員会は、国内政治から距離を置いて国家補助の適合性について判断することが可能。

4－6 法制度面からの検討（第3章 制度等からみたEUの国家補助規制制度の

概観と特徴）

5 我が国における公的支援規制制度の在り方に対する示唆（3章5・報告書53頁）

(1) 法制度

○EU

EU法の優越（注）という法秩序によってEU法と加盟国の国内法の間を規律

→加盟国は国内法制定に際してEU法に従わなければならない。すなわち、加盟国による国家補助の付与の根拠となる国内法は、EU機能条約107条への抵触が許されない。

○我が国への示唆

政府による公的支援の付与は何らかの立法を根拠にして実施される。このため、公的支援に対して何らかの規制を導入する場合には、公的支援の付与のための立法による公的支援規制立法の安易な潜脱を回避するための工夫を法制度の内外にビルトインすることが求められる。

（注）EU法は加盟国の国内法に優越するとするEUと加盟国間の法秩序を規律する原則

(2) 規制主体

○EU

国家補助規制の担当部局は競争総局であるものの、最終的な意思決定は他の関係部局との調整を経て総合的な判断が可能な合議体である欧州委員会が決定。欧州委員会の人的リソースが限られていること等から、競争関係にある事業者等の私人によるエンフォースメントが国家補助規制において重要な役割を担っている。

○我が国への示唆

・規制機関

- ・ 事業所管官庁、公正取引委員会又は新たな機関の設立が考えられるが、いずれにせよ政策調整を可能とする場の整備及び十分な審査を行うことが可能な人材の配置が要請される。
- ・ 事業所管官庁を一義的な規制機関とする場合には、補助金を付与する主体が同時に規制機関の任務を負うことになり、規制の実効性が損なわれかねないという問題が想定される。他方、それ以外の組織が規制機関となれば、客観的かつ中立的な立場からの規制が期待できる。

・私人

私人によるエンフォースメントの意義について検討し、実効性を確保する必要がある。

5-1 経済学の観点からの検討（第4章 経済学からみたEUの国家補助規制制度）

目的

EUの事業再生支援規制について、市場競争への影響という観点から経済学的に検討し、我が国における事業再生支援規制の制度設計への示唆を得る。

1 EU国家補助規制制度の目的と機能（4章3・報告書59頁）

EU国家補助規制制度は、

- ① 一国政府による公的支援は、自国の消費者・企業の利得のみならず他国の消費者・企業の利得に影響（外部効果）を及ぼすが、加盟国政府は外部効果を意識せず支援内容を決定するおそれがあるので、この外部効果の問題への対処
- ② 各加盟国の意図的な国家補助競争により、結果的に全ての国の社会的厚生を低下させるおそれがあることから、各加盟国が「非効率な国家補助を行わない」ことを相互拘束するためのコミットメント装置として機能している。

2 EU国家補助規制制度の検証（4章4・報告書63頁）

R&R ガイドラインと事業再生支援規制の事例から、事業再生支援の規制に当たっては、①1回限りの原則、②必要最低限の原則、③代償措置の実施、④市場ルールへの尊重が求められているといえる。そして、これらの措置を経済学の観点から分析すると、効率性（総余剰の増大）の観点のみで説明することはできず、衡平性（分配上の適切さ）の観点からの要請と解釈しないと説明しづらいところがある。

5-2 経済学の観点からの検討（第4章 経済学からみたEUの国家補助規制制度）

3 我が国の政府による事業再生支援の在り方への示唆（4章5・報告書66頁）

EUの国家補助規制は、国境を越えた外部効果に対処するための機能を担っているため、EUの国家補助規制の規定を我が国にそのまま当てはめることは不適切である。

しかしながら、公的支援が支援を受けた企業のライバルの行動とその利得に影響を及ぼす構造は同じであり、特に政府の行動とライバル企業の行動が戦略的代替関係にあるとき、政府の行動が過剰にライバル企業の利得を損なってしまうおそれがあるので、この影響を適切にコントロールしようとする際には、EUの国家補助規制が参考になる。

(1) コミットメントに関して

EUの国家補助規制がコミットメント装置としての機能を十分に果たしているのは、加盟国の法律に優位する条約によって加盟国の補助金政策を外部からコントロールし得ることによる。我が国においてEUの国家補助規制類似の規制を導入とした場合、ガイドラインという形であれ法律という形であれ一定の手続を踏めば変更可能なものでは、コミットメント装置として十分に機能しない。

(2) 衡平性に関して

EUの国家補助規制においては、支援を受けた企業のライバルが不利とならないような代償措置を講じることを通じて、異なる加盟国に属する企業間の衡平性を確保することは重要な課題。一国内における企業間の衡平性の確保の必要性は相対的に低い（注）と考えられるが、ライバル企業が少ない場合等には特定の主体に対し不利益が集中するため、一国内において非効率性が生じるとしても、代償措置が必要となる場合がある。

ただし、衡平性の確保のための代償措置を採る場合には、効率性への悪影響が少ないものを選ぶべきである。

（注）一国内で行われる様々な政策は、いずれも利益を受ける主体と損失を被る主体を生み出し、その政策ごとに各主体がいずれの立場になることもあり得ることから、個々の政策ごとに補償を行う必要は低い。

6 我が国の制度の現状（第5章 事業再生に係る我が国の公的支援制度の現状）

目的

我が国における事業再生支援制度を概観し、企業再生支援機構法の法的枠組みや個別の支援事例を検証することにより、競争とその他諸政策の目的がどのように扱われているかを明らかにする。

1 我が国の事業再生支援の概要（5章1・報告書71頁）

EUの事業再生への国家補助の定義に該当する可能性のあるものは以下の三つ

- ① 一定の要件を満たした事業再生を行う事業者に対する税制上の優遇措置
- ② 政府系金融機関や地方公共団体が金融機関などと共同で出資する事業再生ファンドによる、事業再生を行う企業に対する融資
- ③ 株式会社企業再生支援機構による事業再生への支援

2 株式会社企業再生支援機構法に基づく事業再生支援（5章1・報告書72頁）

- ① 株式会社企業再生支援機構法及び同法に基づく支援基準には様々な要件が設けられているものの、競争政策的な観点から設けられたと思われる要件は存在しない。また、主務大臣及び事業所管大臣は企業再生支援機構による事業再生支援に対して政策的関与を行うことが可能となっているが、公正取引委員会にはそのようなチャンネルは確保されていない。
- ② 機構による、同法に基づく直接支援（資金の貸付け・出資等）のほか、支援対象事業者及び当該事業者の債権者に対する租税減免措置が設けられているなど、多角的支援が行われている。

3 まとめ（5章2・報告書88頁）

株式会社企業再生支援機構法は、地域経済の再建を主要な目的としている。他方で、同法は、個別の支援決定において事業所管大臣等が意見を述べることで、地域経済の再建とは別の政策価値との整合性を確保しながら、事業再生支援を規律する運用を可能とする余地を設けてもいる。

ただし、同法における諸政策上の価値との整合性確保は、原則として、事業所管大臣による意見表明という枠組みが中心となっていることから、特定の業に係るものでない競争政策との整合性の確保については、制度的に確保されていない。

7 経済学的アプローチ（第6章 経済学から見た我が国の事業再生に係る公的支援制度の分析）

目的

経済学の観点から事業再生支援の支援基準と支援内容の決定はどうあるべきかについて、企業再生支援機構法における支援基準を素材として検討する。

1 事業再生支援の判断基準（6章2・報告書90頁）

- ・特定の企業への再生支援を検討するに当たって、私的再生価値、私的清算価値、社会的再生価値、社会的清算価値を事前の判断材料として把握できる制度となっているか。
- ・社会的価値（雇用の維持や取引先への影響、消費者やライバル企業に与える影響といった市場競争に与える影響）と社会的費用として考慮すべき内容やその相対的な重要性について、明確な判断基準が適切に定められているか。
- ・再生支援を行う手法として、社会的再生価値を最大にする見地から適切な施策が選ばれているか。

2 企業再生支援機構法の支援基準の評価（6章3・報告書91頁）

- ・支援目的として社会的再生価値を考慮しているものの、機構が取り組むことができる案件は実質的に私的再生支援に限られている。
- ・私的再生支援の場合でも考慮が必要となる、当該事業の社会的再生価値について十分な検討が行われていない（具体的には、競争の価値の視点を取り入れる要件が欠けている。）。
- ・支援手段の選択についての考え方が明確には公表されていない

3 事業再生支援の在り方（6章4・報告書93頁）

- ・どのような場合に社会的再生支援が求められるのかについて明確な基準を作成して、社会的再生支援も可能とすべきである。
- ・支援決定の際に意見を述べることができる「事業所管大臣等」の中に、消費者の利益を代表する者が入っていないため、バランスを取るためにも、競争政策の観点から意見を述べる者が加わることが望ましい。
- ・支援決定に関して様々な形の制約が置かれているが、事業再生支援に係る政府の失敗に対する適切なコントロール手段となっているかについては、今後十分な検討が必要

8-1 まとめ（第7章 事業再生に係る公的支援を規律する上で考慮しなければならない要素）

目的

前章までの検討を踏まえ、我が国において競争政策の観点から事業再生支援を規制することの意義と、事業再生に係る公的支援規制制度を構想する際に留意すべき点の整理を試みる。

1 競争政策の観点から事業再生に係る公的支援を規制することの意義（7章2・報告書96頁）

競争への悪影響を生じさせるおそれのある公的支援であっても、一定の政策的要請を達成するために認める必要がある場合がある。そのため、公的支援を規律する制度の枠組みは、競争への悪影響と政策的要請とのバランスが取れたものである仕組みが求められる。

再生支援については、

- ・市場における効率的な資源配分の観点だけを考えれば、原則的には破綻事業者の市場からの円滑な撤退が望ましく例外的に市場の失敗によって市場を通じた資金調達や事業の効率化による再生ができない場合に限って、支援が正当化される。
- ・市場の失敗があるか否かにかかわらずそもそも再生が期待できないような場合（＝私的再生価値が清算価値よりも小さい場合）であっても、破綻事業者を市場から退出させることが需要者や地域社会にもたらす影響等が大きいことを理由に、総合的な政策衡量の結果として公的支援を行うことが必要となる場合がある。
- ・総合的な政策衡量を行うに当たって、競争への影響に十分に目配りをして支援の可否・内容を決定するためには、総合的な政策衡量を判断権者の自由裁量に委ねるのではなく、競争に対する影響への考慮を加味した一定の実体的・手続的規範を設定することが有用であると考えられる。

2 競争政策の観点から公的支援を規制する場合の留意点（実体規制面）（7章3・報告書98頁）

(1) 再生支援に伴い発生する可能性のある「競争への影響」

- ・事業再生のための公的支援が競争に及ぼす影響は、経済学的にみると、以下のとおりであり、反トラスト分野における「競争の制限」等という事業者による市場支配力の形成・強化とは切り口が異なる。
 - ア 事後の非効率性；公的支援によって存続が維持される非効率な事業者の下に、生産要素が滞留、公的支援を受けた事業者に対抗するためのライバル事業者の過剰なリスクテイク
 - イ 事前の非効率性；公的支援による救済を期待し、効率化のための投資を怠る等のモラルハザードの発生
- ・公的支援が競争を活発化させる可能性；参入障壁の高い高度寡占市場においては、独占状態とその弊害が長期間継続するため、破綻事業者の再生のための公的支援が市場の競争性を確保する効果を持つ場合もある。

8-2 まとめ（第7章 事業再生に係る公的支援を規律する上で考慮しなければならない要素）

(2) 競争への影響の程度を左右する要素

- ・公的支援の競争への影響は、次のような場合に影響が大きいと考えられている。
 - ① 競争関係にある全ての企業が必ずしも補助の対象とならない場合
 - ② 補助の有無・額が同一であっても、企業の側の条件によって、特定の企業のみ大きな効果を有する場合
 - ③ 絶対的、（企業の規模や補助対象費用の額、変動費用との関係での）相対的な規模が大きい場合
 - ④ 市場の集中度が高い場合に、補助が規模の大きな企業に提供された場合

(3) 競争への影響の有無・程度を確認すべき市場

- ・支援を受ける事業者が財・サービスを供給する生産物市場だけでなく、生産要素市場等他の市場における競争条件への影響も考慮する必要がある。

(4) 競争政策の観点からの規制を要する「補助」の範囲

- ・公的支援には様々な形態があるので、支援の形態の違いだけで同じ経済的効果を持つものが規制の網から外れ得ないようにする必要がある。

3 事業再生に係る公的支援に対する規制の枠組み（7章4・報告書100頁）

(1) 支援の可否、規模・方法等の判断

- ・経済学的にも、競争の確保により実現されるもの以外のものを含む支援を受ける事業者の社会的再生価値が、支援として供与された資源と事前・事後の非効率率による死荷重の和を上回るのであれば、支援は正当化されると考えられる。
- ・支援の目的となっている政策的要請と競争への影響を踏まえた上で何らかの支援が認められ得る場合であっても、具体的な支援が認められるためには、まず、その支援の規模・内容が、支援を受けた対象事業者を確実に再生させ、支援の終了後も競争単位として自立できるよう、すなわち長期的な事業遂行能力〔long-term viability〕を回復させるものであることが競争政策の観点からも必要である。

8-3 まとめ（第7章 事業再生に係る公的支援を規律する上で考慮しなければならない要素）

(2) 支援を行う場合における競争への影響の最小化

・公的支援を供与することに伴う競争への影響を最小化するためには、①支援の内容自体について必要最小限の範囲に抑えるなどの枠をはめることと、②代償措置により、支援を受けた事業者の行動や当該事業者が行動する市場における規制等について制約を加えることが考えられる。特に支援を受けた事業者の事業活動に制約を加えることについては、公的支援がもたらす競争への影響を最小化する趣旨に照らせば、その制約を課すべき期間は、支援が行われている期間に限られるべきであり、支援終了後においては、支援を受けた事業者の競争的行動を制約する代償措置は終了することが求められる。

・代償措置については効率性確保の観点のみでは説明できず、あるいは、効率性を害することもあること、また、競争確保のために代償措置に大きく依拠することに対しては、批判があることを踏まえ、代償措置がいきすぎないことも、競争政策の面からの公的支援規制の趣旨に照らせば重要である。

4 競争政策の観点から公的支援を規制する場合の留意点（手続・規制機関面）（7章5・報告書103頁）

・公的支援の可否や規模・方法について、公的支援がもたらす競争への影響だけではなく、支援により政策的要請が達成されることの利益との間での総合的な政策衡量に基づいて決定するのであれば、その決定主体が、欧州委員会のように、競争政策と補助により実現することが期待されるEUとしての諸政策の双方について自ら責任を負うことができる組織であることが望ましいが、我が国の国家行政組織においては、これに対応するような組織は存在しない。

5 まとめ（7章6・報告書103頁）

・EUにおける国家補助規制も、加盟国の補助競争による囚人のジレンマ問題だけを問題にしているわけではなく、その考え方は我が国にも応用可能なものがある一方、競争への影響を考慮すべき市場の範囲、代償措置の在り方等、経済分析も活用しながら、より適切なものと考えていくことが求められる。

・また、何よりも、支援により政策的要請が達成されることの利益と競争への影響の総合的政策衡量を適切に行う組織的枠組みについて、EUと我が国では、基本的な前提が異なっている点に留意する必要がある。公的支援を規律する枠組みの設計を考える場合には、この点を十分に考慮しながら、支援の目的を踏まえながらも競争への影響が最小限のものとなるような仕組みを設計する必要がある。